

新たに海外への輸出に挑戦する市内企業を支援するため、 販路開拓に係る経費を最大50万円まで補助します！

名取市海外販路開拓支援事業補助金のご案内

■ 補助対象者

- 名取市内に主たる事業所又は事務所を有する中小企業等
- みなし大企業（同一の大企業が資本金の2分の1以上を所有している企業、複数の大企業が資本金の3分の2以上を所有している企業又は大企業の役職員が役員総数の2分の1以上を占めている企業）でない者
- 国、県等から同一の経費に関する補助金の交付を受けていない者（※）
- 同一年度内に本補助金の交付を受けていない者
- 市税を滞納していない者
- 暴力団等と関係を有していない者

※ 補助対象経費が異なる場合、他の補助金と併用できます（ただし、申請予定のもう一方の補助金が併用可能であるかについては、申請先にお問い合わせください）。

■ 補助対象経費

※詳細は裏面をご確認ください

1. 海外で開催される**展示会等への出展**に係る経費
2. 海外企業等との**商談**に係る経費
3. 海外**市場調査**に係る経費
4. 海外との**電子商取引**に係る経費
5. **新規輸出**に係る経費

■ 補助金額等

補助対象経費の**2分の1** 上限**50**万円
（1事業者あたり年間1回、通算3回まで利用可能）

■ 補助対象期間

補助金交付決定後から令和**9**年**3**月**31**日まで

■ 申請受付期間

令和**8**年**4**月**1**日から令和**9**年**1**月**31**日まで

※予算の執行状況により、予告なく終了する場合があります。

【問合せ先及び申請書提出先】

担当：生活経済部商工観光課 商工振興・雇用促進係

電話：022-724-7150

メール：syousui@city.natori.miyagi.jp

※申請書は市ホームページよりダウンロードできます。

<名取市海外販路開拓支援事業補助金>

補助対象経費(詳細)

補助対象事業	補助対象経費(詳細)
1 海外で開催される 展示会等への出展 2 海外企業等との商談 3 海外市場調査	(1) 旅費(2名分まで) ・航空運賃(エコノミークラス利用に限る) ・宿泊費(事業に必要な日数のうち、市が認めた日数) (2) 会場費 ・出展料(オンライン出展含む)、備品使用料、登録料等 (3) 通訳費 ・出展、商談又は市場調査のために必要な通訳に係る経費 (4) 輸送費 ・出展製品(オンライン出展のサンプル輸送費含む)又はパンフレット等の輸送費 ・保険料 (5) 広報及び宣伝活動費 ・パンフレット、展示パネル又は動画等作成に係る経費
4 海外との電子商取引	(1) 販売サイト作成費 ・海外向け販売サイトの作成、自社販売サイトの翻訳 (2) 外部専門家に係る経費 ・海外バイヤーとの商談等のために専門家へ相談するための経費
5 新規輸出	(1) 通関費 ・税関検査その他の通関に係る経費 (2) 輸送費 ・商品の輸送料 ・船積書類又は船荷証券等の書類取得に係る経費 (3) 輸出検査及び証明書発行に係る経費 ・検疫又は放射性物質等の検査及び証明書発行に係る経費 (4) 保険料 ・貿易保険又は製造物賠償責任保険等に係る経費 (5) 認証取得費 ・認証取得のために係る経費 (6) 権利調査及び契約書作成に係る経費 ・権利調査、契約書作成、書類翻訳に係る経費 (7) 外部専門家に係る経費 ・コーディネーター又は通訳等に係る経費 (8) 送金に係る経費 ・送金手数料、為替又は信用状作成等に係る経費